平成２７年（フ）第６１９号
熊本県宇土市松山町4654番地２、前住所熊本県宇城市小川町南部田587番地１　ベビーズ・ブレス103号
債務者　浦津　夕希
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
松江市馬潟町178番地１　県営八幡団地３号棟315号、前住所松江市竹矢町445番地１　パレス東松江Ｂ―205号
債務者　鶴川　未人
１　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
山口県下松市大字河内585番地３
債務者　友澤　　勇
１　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第５８３号
熊本県合志市須屋1566番地２　後藤サンハイツ101号、前住所熊本県合志市豊岡2000番地1507　レオパレスリミエール105号
債務者　橘　　裕子
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２５号
熊本市北区龍田９丁目２番12号　アーバンハイツ２－Ｂ号室
債務者　宮川　由美（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０８号
熊本市中央区坪井６丁目４番１号　中村アパート101号、前住所熊本市中央区坪井６丁目２番20号　坪井ハイム102
債務者　下村　照美
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２０号
名古屋市中川区富永２丁目224番地　エクセレントトミナガ　１Ｄ号室
債務者　青木　玲子
１　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２９号
千葉県長生郡長生村七井土2003番地４
破産者　有限会社サンエイ
１　決定年月日　平成27年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
千葉県茂原市東部台４丁目1990番地31
破産者　杉山　和三
１　決定年月日　平成27年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１０９５号
名古屋市緑区桃山３丁目1601番地
破産者　株式会社パルテ
１　決定年月日　平成27年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
千葉市中央区川戸町512番地12、申立時の住所千葉県大網白里市上貝塚466番地８
破産者　伊藤　譲司
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０４号
石川県河北郡津幡町字中須加ろ37番地３
破産者　アイビック・コーポレーション有限会社
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５７号
名古屋市中川区下之一色町字北起11番地
破産者　株式会社トラスポ
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
名古屋市中区平和２丁目13番16号
破産者　株式会社ナカケン
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４４号
大阪市鶴見区放出東１丁目８番23号
破産者　土梅建材株式会社
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２２号
大阪市旭区高殿２丁目６番26号
破産者　株式会社加藤製作所
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２４号
大阪市中央区安土町２－３－13　大阪国際ビルディング26階、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区千島１丁目31番22号
破産者　オービット株式会社
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４６号
大阪市北区堂山町16番２号
破産者　株式会社ザイフーズビジネス
１　決定年月日　平成27年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部